

小樽市観光税導入に係る有識者会議設置要綱

制 定 令和 元年11月18日
一部改正 令和 3年12月13日

(目的及び設置)

第1条 観光は、本市の基幹産業の一つであり、様々な産業に経済波及効果をもたらし、本市経済を牽引する重要な役割を担っている。近年の外国人観光客の急増やニーズの多様化を踏まえて、受入環境の充実を進めることが求められており、国内外から魅力ある観光地として評価され続けるよう、観光振興のための安定的な新たな財源として、観光税について検討していただくため、小樽市観光税導入に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討し、提言を行う。

- (1) 観光税に関すること
- (2) 観光税の使途に関すること
- (3) その他目的の達成に必要な事項

(組織)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる団体からの推薦委員をもって組織する。

(役員)

第4条 有識者会議に次の役員を置き、委員の互選により定める。

- (1) 座長 1名
 - (2) 副座長 1名
- 2 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、座長が必要に応じ、事務局と協議の上、招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 有識者会議の事務局は、小樽市産業港湾部観光振興室内に置く。

(解散)

第7条 有識者会議は、第1条に規定する目的を達成したときに解散する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、決裁日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年12月13日から施行する。